

大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域

都市再生緊急整備協議会会議

及び大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会規約（以下「規約」という。）第十五条第二項に基づき、大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び大阪ビジネスパーク駅周辺地域部会（以下「会議・部会」という。）の運営の基本に関する事項を定めるものとする。

(会議の基本方針)

第二条 会議・部会は公開とし、会議・部会の開催に必要な事項は別途定める。

2 規約第八条第五項及び第十二条第九項に規定する公表については、会議終了後すみやかに、会議資料、会議要旨に関して大阪市ホームページに掲載するものとする。

(推進組織の設置)

第三条 部会長は、部会での協議、調整等に基づいた取組みの推進を目的とした組織を置くことができる。この組織の設置、構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。